

沼津市耐震改修促進計画

令和 3 年 4 月

目 次

1	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定	
(1)	想定される巨大地震の規模、想定される被害の状況	1
(2)	耐震化の現状と目標設定	2
(3)	市が所有する公共建築物の耐震化の目標設定	5
2	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
(1)	耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	6
(2)	耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	6
(3)	安心して耐震改修を行うことができる環境の整備	8
(4)	地震時の総合的な安全対策	9
3	特定建築物等の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等のあり方	
(1)	耐震診断義務付け対象建築物に対する耐震診断又は耐震改修の指導等の実施・	
		10
(2)	法と条例による耐震診断又は耐震改修の指導等の実施	11
4	その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	
(1)	関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要及び連携	16
(2)	その他	16

沼津市耐震改修促進計画

沼津市耐震改修促進計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するものである。本計画策定にあたり、国の基本方針及び県の耐震改修促進計画の内容を勘案し、住宅と法第14条による特定既存耐震不適格建築物（以下、「特定建築物」という。）の耐震化の目標を定める。

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

（1）想定される巨大地震の規模、想定される被害の状況

想定される巨大地震の規模（表1-1-1）及び想定される被害（表1-1-2）は平成25年策定の静岡県第4次地震被害想定とする。

本市内の人的被害は、表1-1-2のとおりであり、死者数はレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）で「東側ケース」・「冬・深夜」・「早期避難率低」・「地震予知なし」が一番大きく、約13,000人であり、建物被害のうち、地震動と液状化による被害は、約1,700棟である。

表1-1-1 想定される巨大地震の規模

区分	内容	
レベル1の地震・津波	静岡県がこれまで地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波	
	駿河トラフ・南海トラフ沿い	相模トラフ沿い
	東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震（マグニチュード8.0～8.7程度）	大正型関東地震（マグニチュード8.2程度）
レベル2の地震・津波	内閣府（2012）により示された南海トラフ巨大地震のように、発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波	
	駿河トラフ・南海トラフ沿い	相模トラフ沿い
	南海トラフ巨大地震（マグニチュード9.0程度）	元禄型関東地震（マグニチュード8.5程度）

表1-1-2 想定される被害

① レベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震）

建物被害	全壊・焼失棟数 約2,200棟（うち地震動・液状化 約800棟） ＊冬・夕方、地震予知なしの場合
人的被害	死者数 約3,500人（うち津波 約3,500人） ＊冬・深夜、早期避難率低、地震予知なしの場合

② レベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）

建物被害	全壊・焼失棟数 約6,000棟（うち地震動・液状化 約1,700棟） ＊東側ケース、冬・夕方、地震予知なしの場合
人的被害	死者数 約13,000人（うち津波 約13,000人） ＊東側ケース、冬・深夜、早期避難率低、地震予知なしの場合

③ 相模トラフ沿いで発生する地震 レベル2の地震・津波（元禄型関東地震）

建物被害	全壊・焼失棟数 約1,200棟（うち地震動・液状化 約990棟） ＊冬・夕方の場合
人的被害	死者数 約40人（うち津波 約30人） ＊冬・深夜、早期避難率低の場合

(2) 耐震化の現状と目標設定

ア 住宅

平成 30 年の住宅・土地統計調査から令和元年度末の住宅の耐震化の状況を推計すると表 1-2 のとおり、居住世帯のある住宅 79,860 戸のうち、耐震性がある住宅は 71,053 戸で耐震化率は 89.0%となり、計画策定時の耐震化率 76.9%（平成 17 年度末）から 12.1%向上した。

想定される巨大地震による人的被害を半減させるためには、減災効果の大きな住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、静岡県耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率を令和 7 年度末までに 95%とすることを目標とする。

表 1-2 住宅の耐震化の令和元年度末の現状と目標（平成30年住宅・土地統計調査による）

（単位：戸）

区分	昭和 56 年以降の住宅 ①	昭和 55 年以前の住宅②	住宅数④ (①+②)	耐震性有住宅数⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) (令和元年度末) ⑤/④	耐震化率の 目標 (%) (令和 7 年度末)
		うち 耐震性有③				
木造	28,342	14,638	42,980	35,375	82.3	—
		7,033				
非木造	31,110	5,770	36,880	35,678	96.7	—
		4,568				
合計	59,452	20,408	79,860	71,053	89.0	95
		11,601				

平成 30 年の住宅・土地統計調査によると、平成 26 年から平成 30 年の 5 年間に耐震改修を実施した住宅（持ち家）の戸数は、表 1-3 のとおりであり、昭和 55 年以前に建築された住宅の耐震改修は 5 年間で 718 戸実施され、1 年間の平均は約 140 戸である。

また、沼津市建築物等耐震化促進事業の実績は、表 1-4 のとおりである。

表 1-3 住宅（持ち家）の耐震改修状況[平成 30 年住宅・土地統計調査]

（単位：戸）

区分	総数	うち耐震工事済(H26～H30)
木造一戸建て（昭和 55 年以前に建築されたもの）	13,864	681
長屋・共同建て等（昭和 55 年以前に建築されたもの）	922	37
合計	14,786	718

表 1-4 沼津市建築物等耐震化促進事業の実績

（単位：件）

事業名	～H27	H28	H29	H30	R 1	合計
わが家の専門家診断事業(住宅の耐震診断)	4,355	109	110	100	107	4,781
既存住宅耐震診断事業（補強計画）	1,238	81	66	71	45	1,501
木造住宅耐震補強助成事業(耐震改修)	1,025	65	79	60	38	1,267

・木造住宅耐震補強助成事業助成戸数の活動目標は、250 戸

イ 多数の者が利用する特定建築物

特定建築物（表 3-3 参照）の実態調査結果によると、表 1-5 のとおり、法第 14 条第 1 号に規定する多数の者が利用する特定建築物（以下「多数の者が利用する特定建築物」という。）の令和元年度末時点の耐震化率は 85.6% となり、計画策定時の耐震化率 66.8%（平成 17 年度末）から 18.8% 向上した。

多数の者が利用する特定建築物の耐震化の状況は表 1-5 のとおりであり、昭和 56 年 5 月以前に建築された多数の者が利用する特定建築物 356 棟のうち、耐震診断実施済みのものは 250 棟で耐震診断実施率は 70.2% である。耐震診断の結果、耐震性無は 159 棟、うち耐震改修実施済みのものは 132 棟、未改修のものは 27 棟である。

想定される巨大地震による経済被害額を半減させるためには、減災効果の大きな特定建築物の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、静岡県耐震改修促進計画を踏まえ、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を令和 7 年度末までに 95% とすることを目標とする。

また、表 1-6 のとおり、多数の者が利用する特定建築物のうち、公共建築物と災害時の拠点となる建築物については耐震化率を 100%、民間建築物については 93% を目標とし、多数の者が利用する特定建築物を「災害時の拠点となる建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」、「特定多数の者が利用する建築物」に区分し、それぞれの用途ごと耐震化の目標も設定する。

表 1-5 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状と目標

（単位：棟）

（令和 2 年 3 月末現在）

法	昭和 56 年 6 月以降の建築物 ①	昭和 56 年 5 月以前の建築物 ②					建築物数 ⑤ (①+②)	耐震性有 建築物数 ⑥ (①+③+④)	現状の耐震化率 (%) (令和元年度末) ⑥/⑤	耐震化率 の目標 (%) (令和 7 年度末)
			耐震診断実施済み			うち耐震性有 ④				
				耐震性無						
				耐震改修実施済み ③						
法第 14 条 第 1 号	569	356	250	159	132	91	925	792	85. 6	95

表 1-6 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状及び耐震化の目標 (単位：棟、%)

(令和 2 年 3 月末現在)

多数の者が利用する特定建築物			昭和 56 年 6 月以降の建築物 ①	昭和 56 年 5 月以前の建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有建築物数 ④	耐震化率* (令和元年度末) (%) (④/③)	耐震化率 の目標 (令和 7 年度末) (%)
法	用途							
法第 14 条第 1 号	災害時の拠点となる建築物	市役所、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館等	163	121	284	269	94.7	100
		公共建築物	70	96	166	164	98.8	100
		民間建築物	93	25	118	105	89.0	100
	不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	86	68	154	101	65.6	82
		公共建築物	16	2	18	16	89.0	100
		民間建築物	70	66	136	85	62.5	80
	特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿、事務所、工場等	320	167	487	422	86.7	96
		公共建築物	37	56	93	93	100.0	100
		民間建築物	283	111	394	329	83.5	95
	計		569	356	925	792	85.6	95
		公共建築物	123	154	277	273	98.6	100
		民間建築物	446	202	648	519	80.1	93

※国の耐震化率の算定方法に準じて推計

表 1-7 沼津市建築物等耐震化促進事業の実績

(単位：件)

事業名	～H27	H28	H29	H30	R1	合計
既存建築物耐震診断事業	83	1	0	0	1	85

(3) 市が所有する公共建築物の耐震化の目標設定

本市では、学校、庁舎等の公共建築物について、耐震診断を行い、その結果等を公表するとともに、具体的な耐震化の目標と整備プログラムを策定することに取り組んでいる。

平成 18 年 2 月、市が所有する公共建築物（以下「市有建築物」という。）の耐震性能に係るリストを公表し、このうち保育所、小・中学校等については計画的に耐震化を進めるため耐震化計画を策定した。

令和 2 年 3 月 31 日現在、市有建築物^{※1}の耐震化率は 97.6%（県が想定している東海地震に対する耐震化率）であり（表 1-8）、東海地震に対して耐震性能が劣るランクⅢの建築物及び非診断建築物の計 11 棟について、施設の状況に応じて耐震化（実施方法は、耐震補強、建替え、解体、用途廃止等）を実施していく。

表 1-8 市有建築物の耐震性能

（令和 2 年 3 月末現在）

建築物の用途※ ²	東海地震に対する耐震性能 を表わすランク※ ³				非診断 (解体、 用途廃止 等)	計
	Ⅰ		Ⅱ	Ⅲ		
	Ia	Ib				
(1) 災害時の拠点となる建築物	236 棟	44 棟	0 棟	3 棟	1 棟	284 棟
(2) 多数の者が利用する建築物	16 棟	35 棟	0 棟	5 棟	0 棟	56 棟
(3) 市営住宅	0 棟	79 棟	0 棟	0 棟	0 棟	79 棟
(4) その他の主要な建築物	20 棟	8 棟	0 棟	0 棟	2 棟	30 棟
計	272 棟	166 棟	0 棟	8 棟	3 棟	449 棟
構成割合	60.6%	37.0%	0%	1.8%	0.6%	100%
東海地震に対する耐震化率※ ⁴	97.6%					
(参考)建築基準法上の耐震化率※ ⁵	97.6%					

※1 単独の機械室、倉庫、トイレ等を除く

※2, 3 東海地震に対する耐震性能を表すランクは静岡県が独自に定めたもの

※4 東海地震に対して耐震性を有するとされる建築物はランクⅠ

※5 建築基準法上で耐震性を有するとされる建築物はランクⅠとランクⅡ

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。市では、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とする。

ア 優先的に着手すべき建築物は、次のとおりとする。

- ・地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる庁舎、公民館、地区センター及び消防署、医療活動の中心となる病院及び診療所並びに避難所となる学校及び体育館等その他防災上特に重要な建築物。
- ・木造住宅
- ・特定建築物

イ 重点的に耐震化すべき区域は、次のとおりとする。

- ・静岡県地震対策推進条例（以下「条例」という。）第 15 条第 5 項の緊急輸送路、沼津市地域防災計画に定める緊急輸送路、避難路又は避難地等の沿道
- ・木造住宅が密集している地区

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

市民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていく。具体的には、以下のとおりである。

ア 沼津市建築物等耐震化促進事業等

表 2-1 補助制度の概要

（令和 3 年 4 月現在）

区分		【事業名】概要	対象建築物	補助金の 目安※1	補助率		
					国	県	市
木造住宅	耐震診断	【わが家の専門家診断事業】	昭和 56 年 5 月以前	—	1/2	3/8	1/8
	補強工事 （補強計画一体型）	【木造住宅耐震補強助成事業】	昭和 56 年 5 月以前耐震評点 1.0 未満を 1.0 以上に（0.3 ポイント以上向上）	1,000,000 円 ※2	50 万円	30 万円	20 万円
		高齢者のみ世帯等には割増助成		1,200,000 円 ※2	50 万円	40 万円	30 万円
	除却	【木造住除却助成事業】 居住有り	昭和 56 年 5 月以前	経費等の 23% 又は 200,000 円	11.5%	5.75%	5.75%
		居住無し			11.5%		11.5%

建築物等	耐震診断	【既存建築物耐震診断事業】	昭和 56 年 5 月以前	経費等の 2/3	1/3	1/6	1/6
	補強計画	【既存建築物補強計画策定事業】	昭和 56 年 5 月以前 一定の規模・用途に限る	経費等の 2/3	1/3	1/6	1/6
	補強工事	【既存建築物耐震補強助成事業】	昭和 56 年 5 月以前 D I D 地区内等で一定の規模・用途に限る	経費等の 23%	11.5%	5.75%	5.75%
		【緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業】	昭和 56 年 5 月以前 法定計画に位置付けられた緊急輸送道路沿いに限る	経費等の 2/3	1/3	1/6	1/6
ブロック塀	耐震診断	【ブロック塀等耐震診断事業】	避難路、避難地、通学路、緊急輸送路沿道又は津波避難路に面する危険なブロック塀※3	経費等の 2/3	1/3		1/3
	撤去	【ブロック塀等撤去事業】	避難路、避難地、通学路、緊急輸送路に面する危険なブロック塀※3	266,000 円	1/3	1/6	1/6
			津波避難路に面する危険なブロック塀※3	32,000 円／m	1/3	1/10	17/30
			上記以外の道路に面する危険なブロック塀	100,000 円	1/8	1/4	1/8
	改善	【ブロック塀等改善事業】	避難路、避難地、通学路、緊急輸送路に面する危険なブロック塀※3	333,000 円	1/3	1/12	1/4
			津波避難路に面する危険なブロック塀※3	38,400 円／m	1/3	1/12	7/12
			上記以外の道路に面する危険なブロック塀	250,000 円	1/4		1/4
			生垣に改善する場合	24,000 円／m	1/3	1/6	1/2

※1 この欄の金額は上限額であり、具体には経費等（かかった経費と基準額）を比較して決定する。

※2 この欄の金額は上限額であり、具体には経費等（工事費の 80%と基準額）を比較して決定する。

※3 ここでいう避難路、避難地、通学路、緊急輸送路、津波避難路は以下のとおり。

- ・避難路 沼津市地域防災計画に定める避難地避難経路図に示された道路
- ・避難地 沼津市地域防災計画に定める避難地、広域避難地
- ・通学路 市内の小中学校が児童、生徒が通学する道として指定し、沼津市教育委員会が確認したもの
- ・緊急輸送路 沼津市地域防災計画に定める道路
- ・津波避難路 沼津市津波ハザードマップに示された路線

イ 木造住宅耐震補強助成事業の補助要件の考え方

木造住宅の耐震補強工事の実施にあたっては、全ての階の耐震性能を確保することが望ましいが、過去の地震被害において特に 1 階の被害が大きいことを踏まえ、本市の木造住宅補強助成事業の補助要件としては、住宅の倒壊から命を守ることを最優先に、最低限 1 階部分の耐震性能を確保することとし、2 階以上の耐震性能の確保は任意とする。

ウ 住宅ローンの優遇制度

県と県内金融機関は、平成 18 年度に「耐震性の低い木造住宅の耐震化の促進」等を図るため、協定を締結し、金融機関は住宅ローンの優遇制度を創設した。

県内の昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅で、耐震評点 1.0 未満のものを建替える者等は、各金融機関の定める金利の優遇、手数料の割引などの優遇措置を受けられる制度である。

(3) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

ア 専門技術者の養成・紹介体制の整備

県では耐震改修支援センター等と協力して、建築士等を対象とした講習会を開催し、「わが家の専門家診断事業（木造住宅の耐震診断・相談）」を行う専門家「静岡県耐震診断補強相談士」を養成し、登録している。

イ 市民への啓発活動等の推進

(ア) 相談体制の整備・情報の充実

建築相談窓口を置き専門家診断の申込みや木造住宅耐震補強工事の補助及び家具の転倒防止に対する補助など各種補助事業の申請のほか、市民からの建築相談に応じている。

(イ) ハザードマップ等の活用

県では、想定される巨大地震の被害想定結果やハザードマップ（加速度分布図、震度分布図、液状化危険度図、津波浸水域図、地震動・液状化による建物被害率図等）を静岡県防災情報インターネットGISによって公開している。

(<http://www.gis.pref.shizuoka.jp>)

市では、これらを活用し市民への啓発及び知識の普及に努める。

(ウ) パンフレットの活用

地震前から地震後までイメージできるような内容や木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度等の紹介及び木造住宅の耐震化の流れを説明したパンフレットを作成し、自宅での避難生活の利点も交えて耐震化へ誘導していく。また、耐震補強を具体的に考えている方向けの「木造住宅耐震のリフォーム事例集」など各種パンフレットを活用し市民への啓発に努めていく。

(エ) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

各種の催しでリフォームにあわせた耐震改修について相談会を行っており、今後もこのような取組みを継続的に行っていく。また、リフォーム業者や不動産仲介業者などに耐震化の必要性和補助制度を周知し、住宅のリフォームと併せた耐震補強の実施を促進する。

(オ) 自治会等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要である。市内には、自治会単位ごとに約 300 の自主防災組織があり、市と連携した活動を継続的に行っている。

市では、自治会や自主防災組織等に対して、耐震診断又は耐震改修の啓発のため、出前講座の開催など必要な支援を行っている。

(4) 地震時の総合的な安全対策

ア ブロック塀等の安全対策

地震によってブロック塀等が倒壊すると、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動にも影響を及ぼすことから、ブロック塀等の所有者に安全点検の実施を促すとともに、倒壊の危険性のあるブロック塀等については、補助制度を活用して撤去、改善するよう働きかけていく。

また、改善に当たっては、単なる塀やフェンスに造り替えるのではなく、植栽の設置や生け垣に替えるなど、安全で美しい「緑のいえなみ」の整備を促進する。

イ 特定天井の落下防止対策

平成 23 年の東日本大震災では、体育館や劇場など比較的新しい建築物も含めて大規模空間の天井が脱落する被害が発生した。このことから、国土交通省の基準等に基づき、公共建築物の対策を講じるとともに、建築基準法に基づく所有者による定期報告制度などにおいて、安全性の確保を図るよう指導していく。

ウ 屋外広告物等の落下防止対策

地震によって屋外広告物や窓ガラス、外装材等が落下すると、通行人等に死傷者がでるおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動にも影響を及ぼすことから、屋外広告物・外装材等で落下のおそれがあるものについては、建築基準法に基づく所有者による定期報告制度などにおいて、安全性の確保を図るよう指導していく。

エ エレベーターの閉じ込め防止対策

度重なるエレベーター事故の発生や過去の地震による被害等を踏まえ、平成 20 年 9 月に建築基準法が改正され、地震時のエレベーターの閉じ込め防止対策として、戸開走行保護装置及び地震時管制運転装置の設置が義務付けられている。

また、東日本大震災における釣合おもりの脱落やレールの変形等の被害を踏まえ、平成 25 年 9 月に釣合おもりの脱落防止措置やかご・主要な支持部分の耐震計算などの技術基準が改正されている。

既設エレベーターの防災対策改修を進めるため、建築基準法に基づく所有者による定期報告制度などにおいて、安全性の確保を図るよう指導していく。

オ 地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合、市では判定実施本部等を設置し、県に対し不足する応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じる。

また、被災建築物の残存耐震性能を把握し、継続使用するためにどのような補修・補強をしたら良いか専門家が詳細に調査し判定を行う被災区分度判定の結果、補修することにより継続

使用が可能と判定された建築物等については、「震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針」((財)日本建築防災協会)及び平成18年に県が策定した「木造住宅の応急修理マニュアル」(静岡県)をもとに被災建築物の応急復旧または恒久復旧を促す。

3 特定建築物等の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等のあり方

(1) 耐震診断義務付け対象建築物に対する耐震診断又は耐震改修の指導等の実施

耐震診断義務付け対象建築物については、その所有者等に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図る。

法第9条(法附則第3条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。)第22条(規則附則第3条において準用する場合を含む。)の規定により、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物の所有者等が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行っていく。

また、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者等に対して、法第12条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施していくとともに、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等により公表していく。

表 3-1 耐震診断義務付け対象建築物

対象建築物の区分	対象建築物の内容	備 考
要安全確認計画記載建築物 (法第7条)	緊急輸送道路等の 避難路沿道建築物	対象棟数 11 棟 うち耐震性有 2 棟
要緊急安全確認大規模建築物 (法附則第3条第1項)	不特定多数の者が利用 する大規模建築物等	表 3-3 参照 対象棟数 17 棟 うち耐震性有 13 棟

(2) 法と条例による耐震診断又は耐震改修の指導等の実施

ア 法と条例による耐震診断又は耐震改修の指導等の対象建築物

昭和 56 年 5 月以前に建築された建築物の所有者等は、法と条例により耐震診断及び必要な耐震改修を行うよう努めることとされていることから、法第 15 条第 2 項に規定する特定建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者等に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施していき、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等により公表していく。なお、法と条例により指導及び助言、指示、公表の対象となる建築物は表 3-2 のとおりである。

法第 14 条に規定する特定建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第 15 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言の実施に努め、また、法第 16 条第 1 項に規定する既存耐震不適格建築物についても、同条第 2 項の規定に基づく指導及び助言の実施に努める。

表 3-2 法及び条例による耐震診断又は耐震改修の指導等の対象建築物

区分	努力義務	指導及び助言	指示	公表	指導権限を持つ者
法	全ての既存耐震不適格建築物※1 (法第 16 条ほか)		特定建築物のうち一定の用途・規模 (法第 15 条第 2 項) (表 3-3 参照)	左記の指示を受けた特定建築物のうち、正当な理由がなく、その指示に従わなかった建築物 (法第 15 条第 3 項)	市長 (法第 2 条第 3 項)
条例	全ての既存建築物※2 (条例第 15 条)		緊急輸送路、避難路、又は避難地等に面する既存建築物※3 (条例第 15 条第 5 項)	—	市長

※1 昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建築されたものに限る。

※2 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物等及び同日において工事中であった建築物

※3 法による指示を行った建築物を除く。

イ 耐震診断又は耐震改修の指導等の方法

(ア) 指導及び助言の方法

「指導」及び「助言」は、既存建築物の耐震診断、耐震改修の必要性を説明して、耐震診断等の実施を促し(啓発文書の送付を含む。)、その実施に関し相談に応ずる方法で行う。また、個人を対象とするだけでなく、特に耐震診断等の必要な地域の住民に対して、パンフレット等を用いて行う集団的な説明会等の方法でも行う。

(イ) 指示の方法

「指示」は、指導及び助言のみでは耐震診断、耐震改修を実施しない場合において、その実施を促し、さらに協力が得られない場合には、具体的に実施すべき事項を明示した指示書を交付する等の方法で行う。

「指示」は、指導及び助言したものについてのみできるということではなく、指導及び助言を経なくてもできるものとする。

(ウ) 指示に従わないときの公表の方法

「公表」は、「正当な理由」がなく、耐震診断又は耐震改修の「指示」に従わないときに行う。

なお、特定建築物の所有者が指示を受けて直ちに指示の内容を実施しない場合であっても、耐震診断や耐震改修の実施計画を策定し、計画的な診断、改修が確実に行われる見込みがある場合などについては、その計画等を勘案し「公表」の判断をする。

「公表の方法」については、法に基づく公表であること、市民に広く周知できること、対策に結びつくこと等を考慮する必要があることから、市のホームページへの掲載を基本とする。

ウ 耐震診断又は耐震改修の指導等を行うべき建築物の選定及びその優先順位

(ア) 指導及び助言の対象建築物

全ての既存耐震不適格建築物（昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建築されたものに限る。）を指導及び助言の対象とする。

(イ) 指示の対象建築物

a 耐震診断を指示する建築物

次のいずれかに該当するもので耐震診断を実施していない建築物を指示の対象とする。

- ・ 法第 15 条第 2 項の規定の適用を受ける特定建築物（表 3-3 参照）
- ・ 条例第 15 条第 5 項の緊急輸送路、沼津市地域防災計画に定める緊急輸送路、避難路又は避難地等に面する既存建築物

耐震診断の指示を行う建築物の優先順位

原則として、表 3-4 の「用途」欄の「(1) 災害時の拠点となる建築物」、「(2) 不特定多数の者が利用する建築物」、「(3) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」、「(4) 全ての用途」の順とする。

b 耐震改修を指示する建築物

「a 耐震診断を指示する建築物」のうち、ランクⅢの建築物とランクⅡの公共建築物（ランクⅡ、Ⅲについては、表 3-5 各ランクの建築物の耐震性能を参照）

耐震改修の指示を行う建築物の優先順位

原則として、表 3-4 の「用途」欄の「(1) 災害時の拠点となる建築物」、「(2) 不特定多数の者が利用する建築物」、「(3) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」、「(4) 全ての用途」の順とし、同じ用途の場合は、耐震性能が低いものを優先する。

(ウ) 公表の対象建築物（条例第 15 条第 5 項に基づく緊急輸送路等沿いの既存建築物を除く。）

a 耐震診断の指示に従わないために公表する建築物

昭和 46 年に改正された建築基準法の構造基準を満足していない特定建築物※（以下「昭和 46 年以前の建築物」という。）

※阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の報告により、建築年と被害状況との関係から昭和 46 年以前の建築物は倒壊等の甚大な被害を受けたものが多いことが報告されているため。

公表する建築物の優先順位

原則として、表 3-4 の「用途」欄の「(1)災害時の拠点となる建築物」、「(2)不特定多数の者が利用する建築物」、「(3)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」の順とする。

b 耐震改修の指示に従わないために公表する建築物

- ・ ランクⅢの(1)災害時の拠点となる建築物
- ・ ランクⅢの②の(2)不特定多数の者が利用する建築物と(3)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

公表する建築物の優先順位

原則として、表 3-4 の「用途」欄の「(1)災害時の拠点となる建築物」、「(2)不特定多数の者が利用する建築物」、「(3)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」の順とし、同じ用途の場合は、耐震性能が低いものを優先する。

(エ) 建築基準法による勧告又は命令等の実施

建築基準法第 10 条では、建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物又は階数が 5 以上で延べ面積が 1,000 m²を超える建築物（建築基準法第 3 条第 2 項の規定により第 2 章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定を受けないものに限る。）について、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第 1 第 1 号又は第 2 号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。）については、速やかに建築基準法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保全上危険となると認められる建築物について、保全上必要な措置をとることを同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令ができるとしている。

市では、原則として、耐震改修の指示に従わないために公表した建築物で、建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物又は階数が 5 以上で延べ面積が 1,000 m²を超えるもののうち、震度 5 強程度の地震で倒壊する恐れのある耐震性能ランクⅢの②の建築物に対して、同条第 1 項の規定に基づき耐震改修の実施を勧告し、当該対象建築物の所有者等が必要な対策をとらなかった場合には同条第 2 項の規定に基づく命令を検討していく。

表 3-3 特定建築物の一覧表

法	政令 第 6 条 第 2 項	用途		階数	床 面 積		
					法第 14 条の所有者の努力義務及び法第 15 条第 1 項の指導・助言対象建築物	法第 15 条第 2 項の指示対象建築物	法附則第 3 条の耐震診断義務付け対象建築物
法 第 14 条 第 1 号	第 1 号	幼稚園、保育所		2 以上	500 m ² 以上	750 m ² 以上	1,500 m ² 以上
	第 2 号	小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	2 以上	1,000 m ² 以上 ＊屋内運動場の面積を含む	1,500 m ² 以上 ＊屋内運動場の面積を含む	3,000 m ² 以上 ＊屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		2 以上	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	5,000 m ² 以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		2 以上	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	5,000 m ² 以上
	第 3 号	学校	第 2 号以外の学校	3 以上	1,000 m ² 以上		
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		3 以上	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	5,000 m ² 以上
		病院、診療所		3 以上	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	5,000 m ² 以上
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		3 以上	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	5,000 m ² 以上
		集会場、公会堂		3 以上	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	5,000 m ² 以上
		展示場		3 以上	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	5,000 m ² 以上
		卸売市場		3 以上	1,000 m ² 以上		
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		3 以上	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	5,000 m ² 以上
		ホテル、旅館		3 以上	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	5,000 m ² 以上
		賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿		3 以上	1,000 m ² 以上		
		事務所		3 以上	1,000 m ² 以上		
		博物館、美術館、図書館		3 以上	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	5,000 m ² 以上
		遊技場		3 以上	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	5,000 m ² 以上
		公衆浴場		3 以上	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	5,000 m ² 以上
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		3 以上	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	5,000 m ² 以上
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		3 以上	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	5,000 m ² 以上
		工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		3 以上	1,000 m ² 以上		
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		3 以上	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	5,000 m ² 以上
		自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		3 以上	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	5,000 m ² 以上
		郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		3 以上	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	5,000 m ² 以上
	第 4 号	体育館（一般公共の用に供されるもの）		1 以上	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	5,000 m ² 以上
法第 14 条 第 2 号		危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		1 以上	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500 m ² 以上	5,000 m ² 以上
法第 14 条 第 3 号		避難路沿道建築物		地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する緊急輸送路等の避難路の道路幅員の半分以上を閉塞する恐れのある建築物			

表 3-4 耐震診断又は耐震改修の指示等を行う建築物

法・条例	用途					指示する建築物	公表する建築物 (指示したものに 限る)	建築基準法に 基づき勧告・ 命令する建築 物 (原則、公表 したものに限 る)					
法第15条第2項の特定建築物	(1) 災害時の拠点となる建築物	ア	災害応急対策全般の企画立案、調整等を行う施設	県庁、市役所、町役場、消防署、警察署、消防署、郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	診断	法第15条第2項の特定建築物	昭和46年以前の建築物	—					
		イ	住民の避難所等として使用される施設	小・中学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校等									
				体育館									
				幼稚園、保育所など	改修	ランクⅢの建築物又はランクⅡの公共建築物	ランクⅢの建築物	ランクⅢの建築物のうち I _S /E _T <0.3 又は I _S <0.3の建築物*					
		ウ	救急医療等を行う施設	病院、診療所									
		エ	災害時要援護者を保護、入所している施設	老人ホーム、老人短期入所施設、児童厚生施設、身体障害者福祉ホーム等									
	オ	交通の拠点となる施設	車両の停車場又は船舶、航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	改修	ランクⅢの建築物又はランクⅡの公共建築物	ランクⅢの建築物のうち I _S /E _T <0.3 又は I _S <0.3の建築物*	ランクⅢの建築物のうち I _S /E _T <0.3 又は I _S <0.3の建築物*						
	(2) 不特定多数の者が利用する建築物		百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗										
			ホテル・旅館										
			集会場・公会堂										
			劇場、観覧場、映画館、博物館、美術館、図書館										
			展示場										
			飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ等										
			理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等										
			遊技場										
			ボーリング場、スケート場、水泳場等										
			公衆浴場										
			自動車車庫又は自転車の停留又は駐車のための施設										
	(3) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		—					診断	緊急輸送路等沿いの既存建築物				
												改修	ランクⅢの建築物又はランクⅡの公共建築物
	条例第15条第4項の建築物	(4) 全ての用途											

※建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物又は階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超えるものに限る。

表 3-5 各ランクの建築物の耐震性能

	東海地震に対する耐震性能			基準
ラ ン ク Ⅱ	想定される東海地震に対して、耐震性能がやや劣る建物。 倒壊する危険性は低い、かなりの被害を受けることも想定される。			$I_s/E_T < 1.0$ かつ $I_s \geq 0.6$
ラ ン ク Ⅲ	想定される東海地震に対して、耐震性能が劣る建物。 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。	①	震度 6 強～7 程度の地震で倒壊する恐れのある建築物	$I_s/E_T < 1.0$ かつ $I_s < 0.6$
		②	震度 5 強程度の地震で倒壊する恐れのある建築物	$I_s/E_T < 0.3$ 又は $I_s < 0.3$

4 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要及び連携

(社)静岡県建築士会、(社)静岡県建築設計事務所協会をはじめ、県内の建築関係 11 団体で構成されている静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会(旧静岡県木造住宅耐震化推進協議会)が平成 15 年に設立され、積極的に木造住宅の耐震化を推進している。協議会の事業は以下のとおりである。

- ・木造住宅の地震対策に関する普及、啓発活動
- ・木造住宅の耐震診断、耐震改修の促進
- ・木造住宅の耐震に関する研修会、講習会等の開催
- ・耐震関連業務の受託
- ・ブロック塀や家具の転倒防止対策
- ・会員の交流及び業務活性化
- ・震後の被災建築物の復旧・復興活動

今後とも、協議会と協働して、市民への働きかけや市の相談業務の補完などを実施していく。

また、東海地震説の発表以来、特定建築物等の大規模な建築物の耐震改修を推進してきている建築関係団体と更なる連携を図り、所有者に対する啓発を行っていく。

(2) その他

本計画の計画期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とする。

また、耐震改修促進計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定める。

なお、本計画は、SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) の 17 の目標のうち、特に目標 11「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」と関連が深いことから、この目標の視点も踏まえた上で、取組を推進する。

資料編

1	特定建築物の耐震化の現状	18
2	沼津市が所有する公共建築物の耐震性能の公表及び耐震化計画に係る資料	20
3	沼津市公共建築物の耐震性能リスト	22

1 特定建築物の耐震化の現状				(特定建築物実態調査結果)												(単位: 棟、%) (令和2年3月末現在)								平成18年3月末現在 県全体			
特定建築物				計 (①)= (②)+(③)	昭和56 年6月以 降の建 築物 (②)	昭和56 年5月 以前の 建築物 (③)	台帳上 の特定 建築物	解体 (建替 含む)	耐震診 断未実 施建物	耐震診 断実施 建物	耐震 診断 実施 率 (%)	耐震 性有	耐震 性無	耐震 改修	未改 修	耐震性有 の建 築物 数合計 (H+O+Q)	耐震化 率 (S/G)	耐震性有 の 建築物数 (推計値) (④)	耐震化率※ (推計値) (④/①) (%)	未診断 実施数	推定 耐震性 有り	診断 実施数	うち 耐震性 有り	推定 耐震性 保有率			
法		用途																									
(1) 災害時の 拠点となる 建築物 法6条第1号	ア	災害応急対策 全般の企画立案、調整等を行 う施設	県庁、市役所、町役 場、警察署、消防署、 郵便局、保健所、税 務署その他これらに 類する公益上必要な 建築物	16	8	8	11	3	0	8	100.0	2	6	6	0	16	100.0	16	100.0	0	0	104	8	7.7			
			公共建築物	15	7	8	11	3	0	8	100.0	2	6	6	0	15	100.0	15	100.0	0	0	104	8	7.7			
			民間建築物	1	1	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	1	100.0	1	100.0	0	0	0	0	0.0			
	イ	住民の避難 所等として 使用される 施設	小学校、中学校、中 等教育学校の前期課 程、盲学校、聾学校 若しくは養護学校等	106	45	61	64	3	0	61	100.0	4	57	57	0	106	100.0	106	100.0	0	0	980	97	9.9			
			公共建築物	105	45	60	63	3	0	60	100.0	4	56	56	0	105	100.0	105	100.0	0	0	972	97	10.0			
			民間建築物	1	0	1	1	0	0	1	100.0	0	1	1	0	1	100.0	1	100.0	0	0	8	0	0.0			
			上記以外の学校		51	21	30	32	2	0	30	100.0	2	28	26	2	49	96.1	49	96.1	0	0	286	29	10.1		
				公共建築物	31	9	22	22	0	0	22	100.0	1	21	21	0	31	100.0	31	100.0	0	0	259	25	9.7		
				民間建築物	20	12	8	10	2	0	8	100.0	1	7	5	2	18	90.0	18	90.0	0	0	27	4	14.8		
			幼稚園		20	15	5	6	1	0	5	100.0	0	5	3	2	18	90.0	18	90.0	0	0	33	1	3.0		
				公共建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	23	1	4.3		
				民間建築物	20	15	5	6	1	0	5	100.0	0	5	3	2	18	90.0	18	90.0	0	0	10	0	0.0		
			保育所	公共建築物	19	14	5	8	3	1	4	80.0	1	3	2	1	17	89.5	17	89.5	1	0	77	16	20.8		
				民間建築物	7	5	2	4	2	0	2	100.0	0	2	2	0	7	100.0	7	100.0	0	0	68	15	22.1		
			体育館 (一般公共の用に供 されるもの)	公共建築物	12	9	3	4	1	1	2	66.7	1	1	0	1	10	83.3	10	83.3	1	0	9	1	11.1		
				民間建築物	2	0	2	2	0	0	2	100.0	0	2	0	2	0	0.0	0	0.0	0	0	25	1	4.0		
			ウ	救急医療等 を行う施設	公共建築物	2	0	2	2	0	0	2	100.0	0	2	0	2	0	0.0	0	0.0	0	0	24	1	4.2	
					民間建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	1	0	0.0	
					病院		16	12	4	6	2	0	4	100.0	0	4	0	4	12	75.0	12	75.0	0	0	28	2	7.1
						公共建築物	2	2	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	2	100.0	2	100.0	0	0	6	0	0.0
					民間建築物	14	10	4	6	2	0	4	100.0	0	4	0	4	10	71.4	10	71.4	0	0	22	2	9.1	
	診療所				7	4	3	4	1	3	0	0.0	0	0	0	0	4	57.1	4	57.1	3	0	1	0	0.0		
		公共建築物			0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	1	0	0.0		
	民間建築物	7			4	3	4	1	3	0	0.0	0	0	0	0	4	57.1	4	57.1	3	0	0	0	0.0			
	エ	災害時要援 護者を保 護、入所 している施設	老人ホーム、身体障 害者福祉ホームその 他これらに類するも の	34	34	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	34	100.0	34	100.0	0	0	7	1	14.3			
			公共建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	2	0	0.0			
			民間建築物	34	34	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	34	100.0	34	100.0	0	0	5	1	20.0			
			老人福祉センター、 児童厚生施設、身体 障害者福祉センター その他これらに類す るもの	13	10	3	4	1	0	3	100.0	0	3	3	0	13	100.0	13	100.0	0	0	18	5	27.8			
			公共建築物	4	2	2	2	0	0	2	100.0	0	2	2	0	4	100.0	4	100.0	0	0	16	4	25.0			
			民間建築物	9	8	1	2	1	0	1	100.0	0	1	1	0	9	100.0	9	100.0	0	0	2	1	50.0			
	オ	交通の拠点 となる施設	車両の停車場又は船 舶若しくは航空機の 発着場を構成する建 築物で旅客の乗降又 は待合いの用に供す るもの	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
			公共建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
			民間建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
		計(1)		284	163	121	137	16	4	117	96.7	9	108	97	11	269	94.7	269	94.7	4	0	1,559	160	10.3			
公共建築物			166	70	96	104	8	0	96	100.0	7	89	87	2	164	98.8	164	98.8	0	0	1,475	151	10.2				
民間建築物			118	93	25	33	8	4	21	84.0	2	19	10	9	105	89.0	105	89.0	4	0	84	9	10.7				

法第6条第1号	(2) 不特定多数の者が利用する建築物	劇場・観覧場・映画館又は演芸場	公共建築物	5	2	3	4	1	1	2	66.7%	0	2	0	2	2	40.0%	2	40.0%	1	0	10	0	0.0%
			民間建築物	1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0	9	0	0.0%
			民間建築物	4	1	3	4	1	1	2	66.7%	0	2	0	2	1	25.0%	1	25.0%	1	0	1	0	0.0%
		集会場		15	12	3	3	0	2	1	33.3%	0	1	0	1	12	80.0%	12	80.0%	2	0	34	4	11.8%
			公共建築物	8	7	1	1	0	0	1	100.0%	0	1	0	1	7	87.5%	7	87.5%	0	0	31	4	12.9%
			民間建築物	7	5	2	2	0	2	0	0.0%	0	0	0	0	5	71.4%	5	71.4%	2	0	3	0	0.0%
		博物館・美術館・図書館又は展示場	公共建築物	6	4	2	2	0	0	2	100.0%	0	2	0	2	4	66.7%	4	66.7%	0	0	6	0	0.0%
			公共建築物	4	3	1	1	0	0	1	100.0%	0	1	0	1	3	75.0%	3	75.0%	0	0	4	0	0.0%
			民間建築物	2	1	1	1	0	0	1	100.0%	0	1	0	1	1	50.0%	1	50.0%	0	0	2	0	0.0%
		百貨店		5	1	4	6	2	0	4	100.0%	0	4	3	1	4	80.0%	4	80.0%	0	0	12	0	0.0%
			公共建築物	1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0	0	0.0%
			民間建築物	4	0	4	6	2	0	4	100.0%	0	4	3	1	3	75.0%	3	75.0%	0	0	12	0	0.0%
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設又は遊技場		10	3	7	7	0	5	2	28.6%	1	1	0	1	4	40.0%	6	60.0%	5	2	3	2	66.7%
			公共建築物	1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0	1	1	100.0%
			民間建築物	9	2	7	7	0	5	2	28.6%	1	1	0	1	3	33.3%	5	55.6%	5	2	2	1	50.0%
		公会堂		0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	6	0	0.0%
			公共建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	6	0	0.0%
			民間建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%
		卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗		38	14	24	28	4	20	4	16.7%	1	3	3	0	18	47.4%	18	47.4%	20	0	31	0	0.0%
			公共建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	2	0	0.0%
			民間建築物	38	14	24	28	4	20	4	16.7%	1	3	3	0	18	47.4%	18	47.4%	20	0	29	0	0.0%
		ホテル又は旅館		46	31	15	20	5	13	2	13.3%	1	1	1	0	33	71.7%	33	71.7%	13	0	45	2	4.4%
			公共建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	4	0	0.0%
			民間建築物	46	31	15	20	5	13	2	13.3%	1	1	1	0	33	71.7%	33	71.7%	13	0	41	2	4.9%
自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		12	10	2	5	3	1	1	50.0%	0	1	1	0	11	91.7%	11	91.7%	1	0	7	3	42.9%		
	公共建築物	3	3	0	1	1	0	0	0.0%	0	0	0	0	3	100.0%	3	100.0%	0	0	0	0	0.0%		
	民間建築物	9	7	2	4	2	1	1	50.0%	0	1	1	0	8	88.9%	8	88.9%	1	0	7	3	42.9%		
公衆浴場		1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0	1	0	0.0%		
	公共建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%		
	民間建築物	1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0	1	0	0.0%		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		10	6	4	4	0	3	1	25.0%	0	1	0	1	6	60.0%	6	60.0%	3	0	0	0	0.0%		
	公共建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%		
	民間建築物	10	6	4	4	0	3	1	25.0%	0	1	0	1	6	60.0%	6	60.0%	3	0	0	0	0.0%		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		6	2	4	4	0	0	4	100.0%	0	4	4	0	6	100.0%	6	100.0%	0	0	29	1	3.4%		
	公共建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%		
	民間建築物	6	2	4	4	0	0	4	100.0%	0	4	4	0	6	100.0%	6	100.0%	0	0	29	1	3.4%		
計(2)		154	86	68	83	15	45	23	33.8%	3	20	12	8	101	65.6%	103	66.9%	45	2	184	12	6.5%		
	公共建築物	18	16	2	3	1	0	2	100.0%	0	2	0	2	16	88.9%	16	88.9%	0	0	57	5	8.8%		
	民間建築物	136	70	66	80	14	45	21	31.8%	3	18	12	6	85	62.5%	87	64.0%	45	2	127	7	5.5%		
法第6条第1号	(3) 特定多数の者が利用する建築物	事務所		119	80	39	46	7	17	22	56.4%	8	14	10	4	98	82.4%	100	84.0%	17	2	147	18	12.2%
			民間建築物	119	80	39	46	7	17	22	56.4%	8	14	10	4	98	82.4%	100	84.0%	17	2	147	18	12.2%
		工場		55	35	20	21	1	7	13	65.0%	2	11	8	3	45	81.8%	45	81.8%	7	0	92	2	2.2%
			公共建築物	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	3	2	66.7%
		民間建築物	55	35	20	21	1	7	13	65.0%	2	11	8	3	45	81.8%	45	81.8%	7	0	89	0	0.0%	
		賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿		313	205	108	134	26	33	75	69.4%	69	6	5	1	279	89.1%	282	90.1%	33	3	573	419	73.1%
			公共建築物	93	37	56	70	14	0	56	100.0%	56	0	0	0	93	100.0%	93	100.0%	0	0	452	406	89.8%
		民間建築物	220	168	52	64	12	33	19	36.5%	13	6	5	1	186	84.5%	189	85.9%	33	3	121	13	10.7%	
		計(3)		487	320	167	201	34	57	110	65.9%	79	31	23	8	422	86.7%	427	87.7%	57	5	812	439	54.1%
			公共建築物	93	37	56	70	14	0	56	100.0%	56	0	0	0	93	100.0%	93	100.0%	0	0	455	408	89.7%
		民間建築物	394	283	111	131	20	57	54	48.6%	23	31	23	8	329	83.5%	334	84.8%	57	5	357	31	8.7%	
		小計(1)+(2)+(3)		925	569	356	421	65	106	250	70.2%	91	159	132	27	792	85.6%	799	86.4%	106	7	2,555	611	23.9%
公共建築物	277		123	154	177	23	0	154	100.0%	63	91	87	4	273	98.6%	273	98.6%	0	0	1,987	564	28.4%		
民間建築物	648	446	202	244	42	106	96	47.5%	28	68	45	23	519	80.1%	526	81.2%	106	7	568	47	8.3%			

※国の耐震化率の算定方法に準じて推計
(過去に実施した耐震診断の結果から耐震性有となる割合を求め、その割合を耐震診断未実施件数に掛けて得られた数を耐震性有の建築物に加算して耐震化率を推計)
※()は、平成27年度までに耐震化を図る地域計画の進行を確保すべき道路(法第5条第3項第1号に基づき指定する道路)に面する特定建築物数(内数)

※国の耐震化率の算定方法に準じて推計
(過去に実施した耐震診断の結果から耐震性有となる割合を求め、その割合を耐震診断未実施件数に掛けて得られた数を耐震性有の建築物に加算して耐震化率を推計)
※()は、平成27年度までに耐震化を図る地震時に通行を確保すべき道路(法第5条第3項第1号に基づき指定する道路)に面する特定建築物数(内数)

2 沼津市が所有する公共建築物の耐震性能の公表及び耐震化計画に係る資料

ランク		東海地震に対する耐震性能 備考欄		建築物 の構造	本県独自の判定基準	
					旧基準の建築物 (C I = 1.0)	新基準の建築物 (用途係数 (I))
I	I a	耐震性能が優れている建物。 軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。	災害時の拠点となりうる施設	RC, S SRC, CB	$I_s / ET \geq 1.25$	I = 1.25
				W	総合評点 ≥ 1.5	
	I b	耐震性能が良い建物。 倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。		RC, S SRC, CB	$I_s / ET \geq 1.0$	I = 1.0
				W	$1.0 \leq \text{総合評点} < 1.5$	
II		耐震性能がやや劣る建物。 倒壊する危険性は低い が、かなりの被害を受けることも想定される。	建物の継続使用の可否は、被災建築物応急危険度判定士の判定による。	RC, S SRC, CB	$I_s / ET < 1.0$ かつ $I_s \geq 0.6$	
				W	$0.7 \leq \text{総合評点} < 1.0$	
III		耐震性能が劣る建物。 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。		RC, S SRC, CB	$I_s / ET < 1.0$ かつ $I_s < 0.6$	
				W	総合評点 < 0.7	

用語説明

耐震性能	建築物が保有する地震に抵抗する能力
構造耐震指標（ I_s 値）	建築物が保有する耐力を表わす指標（耐震診断で算定）
静岡県の耐震判定指標値 （ E_T 値）	東海地震に対して安全性を確保するための建築物が保有する耐力の目標値 $E_T = E_s \times C_I \times C_G$ E_s ：基本耐震指標値 C_G ：地形指標 掛け地等の場合 1.25 その他の場合は 1.0
用途係数（ I ）	建築物の用途により地震力を割り増す係数 $I=1.25$ の場合 ランク Ia $I=1.0$ の場合 ランク Ib
建築物の重要度係数 （ C_I ）	地震による建築物の破壊を抑える程度を表わす係数 $C_I=1.25$ の場合 地震時に軽微な被害にとどめ継続使用を可能とする $C_I=1.0$ の場合 地震時に倒壊せずある程度の被害にとどめる
総合評点	木造建築物が保有する耐力を表わす指標（耐震診断で算定）
建築物の構造	
R C	鉄筋コンクリート造 （鉄筋コンクリート造の中には、市営住宅で採用されている特殊な構造として、壁式鉄筋コンクリート造（W R C）と壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造（W P C）がある）
S	鉄骨造（軽量鉄骨を使用する場合は軽量鉄骨造（L S）とする）
S R C	鉄骨鉄筋コンクリート造
C B	コンクリートブロック造
W	木造

建築物の用途

(1) 災害時の拠点となる建築物		施設名
ア	災害応急対策全般の企画・立案、調整、警戒、情報収集・伝達等を行なう施設	市庁舎、消防署、分団庁舎、地区センター
イ	住民の避難所等として使用される施設	幼稚園、小中高等学校校舎・体育館、市民文化センター、保育所、市民体育館、へだっこセンター
ウ	救急医療等を行なう施設	市立病院、保健センター、戸田診療所
エ	災害時要援護者を保護、入所している施設	デイサービスセンター等
オ	清掃、防疫その他保健衛生に関する事項を行なう施設	衛生プラント、清掃プラント、上下水道施設、斎場
(2) 多数の者が利用する建築物		野球場、図書館、少年自然の家、市民体育館、千本プラザ
(3) 市営住宅		市営住宅、団地内集会場
(4) その他主要な建築物		井田特産物加工所等

令和2年3月現在

沼津市公共建築物の耐震性能リスト

(更 新)

令和3年

沼 津 市

1. 公表の趣旨

平成 15 年 5 月 29 日の中央防災会議で「東海地震対策大綱」が策定され、同年 7 月 29 日に「東海地震緊急対策方針」が閣議決定されました。その中で、東海地震発生時等に住民等が的確な対応をとるために、災害時の拠点となる学校、病院、市役所等の公共建築物の耐震診断を実施し、平成 17 年度を目途に耐震性能の状況を公表する方針が示されました。

そこで、本市は、公共建築物の耐震性能の現状を把握し周知するとともに、将来に向け耐震化の推進を図ることを目的に平成 18 年 2 月に公表し、随時更新しております。この度、令和 2 年 3 月末現在の調査を行ないましたので、リストを更新するものです。

2. 公表の対象とする建築物

沼津市が所有する公共建築物のうち、単独の機械室、倉庫、トイレ等を除く 449 棟を対象としました。

3. 建築物の耐震性能の判定方法とランク付け

- ・昭和 56 年(1981 年)5 月 31 日以前に旧耐震基準で建築された建築物
静岡県耐震診断判定基準（平成 14 年版）により判定しました。
- ・昭和 56 年(1981 年)6 月 1 日以降に新耐震基準で建築された建築物
静岡県構造設計指針・同解説（平成 14 年版）により判定しました。
- ・ランク別の耐震性能は下表のとおりです。
 - ・旧耐震基準の建築物は 4 段階（Ⅰa、Ⅰb、Ⅱ、Ⅲ）にランク分けし、新耐震基準の建築物は 2 段階（Ⅰa、Ⅰb）にランク分けをしました。
 - ・壁式鉄筋コンクリート造(WRC)の市営住宅は、公営住宅建設事業者等連絡協議会の耐震診断マニュアルにより、ランクⅠbとしました。

ランク		東 海 地 震 に 対 す る 耐 震 性 能
Ⅰ	Ⅰ a	耐震性能が優れている建物。 軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。
	Ⅰ b	耐震性能が良い建物。 倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。
Ⅱ		耐震性能がやや劣る建物。 倒壊する危険性は低いが、かなりの被害を受けることも想定される。
Ⅲ		耐震性能が劣る建物。 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。

※・東海地震に対して耐震性能を有する建築物は、ランクⅠa、Ⅰbです。

・建築基準法上で耐震性能を有するとされる建築物は、ランクⅠa、Ⅰb、Ⅱです。

4. 公共建築物の耐震性能の現状

全体

	耐震対策済建築物		耐震補強等必要建築物			全体総数
			耐震診断結果		診断予定のない建築物	
ランク	I a	I b	Ⅱ	Ⅲ		
棟数 (棟)	272	166	0	8	3	
	438		8			
割合	60.57%	36.97%	0.00%	1.78%	0.67%	100.0%
耐震化率	97.56%		耐震補強等必要建築物数		11 棟	

(1) 小・中・高等学校、幼稚園、保育所

	耐震対策済建築物		耐震補強等必要建築物			全体総数
			耐震診断結果		診断予定のない建築物	
ランク	I a	I b	Ⅱ	Ⅲ		
棟数 (棟)	181	29	0	0	0	
	210		0			
割合	86.20%	13.80%	0.00%	0.00%	0.00%	100.0%
耐震化率	100.00%		耐震補強等必要建築物数 0 棟			

(2) その他の施設(庁舎、消防署、地区センター、病院、上下水道施設、市営住宅等)

	耐震対策済建築物		耐震補強等必要建築物			全体総数
			耐震診断結果		診断予定の ない建築物	
ランク	I a	I b	Ⅱ	Ⅲ		
棟数 (棟)	91	137	0	8	3	
	228		8			
割合	38.08%	57.32%	0.00%	3.35%	1.26%	100.0%
耐震化率	95.40%		耐震補強等必要建築物数 11 棟			

※診断予定のない建築物は、建替え、取壊し等を予定しているものです。

5. 耐震化に向けた今後の取り組み方針

沼津市が所有する公共建築物のうち、学校・保育所については沼津市第4次総合計画前期推進計画(H23～27)において重点施策に位置付け、最優先として取り組み、平成24年度末をもって全て完了しました。その他の施設についても、市民の安全の確保を図るため、東海地震に対して耐震性能がやや劣る建築物(ランクⅡ)、耐震性能が劣る建築物(ランクⅢ)及び診断予定のない建築物(建替え、取壊し等を予定)の合計11棟について、災害時の拠点となる建築物や多数の人が利用する建築物など、建物の利用形態を考慮しながら、耐震診断の結果等を踏まえ、順次、補強、建替え、取壊し等、耐震化を図るものとします。

お問 合 せ 先
沼津市都市計画部まちづくり指導課
TEL 055-934-4762

市所有建築物の耐震性能の一覧表							
			※ 欄の説明				
	(1) 小・中・高等学校、幼稚園、保育所		凡 例	内 容			
			ランク欄: 未診断	耐震診断予定のない建物			
			備考欄: ○	耐震性のある建物			
No.	建 物 名 称	建 物 用 途	所 在 地	建設年	ランク	所 管 課	備 考
1	旧西浦保育所	保育所	西浦立保	1982	I b	まちづくり政策課	○
2	大平保育所	保育所	大平	1971	I a	子育て支援課	○
3	大岡保育所	保育所	大岡	1979	I a	子育て支援課	○
4	ときわ保育所	保育所	本字千本	1980	I a	子育て支援課	○
5	児童発達支援センターみゆき	児童発達支援センター	東原	1993	I a	子育て支援課	○
6	北部保育所	保育所	高沢町	2008	I a	子育て支援課	○
7	金岡保育所	保育所	沼北町	2009	I a	子育て支援課	○
8	西浦保育所	保育所	西浦平沢	2014	I a	子育て支援課	○
9	第一小学校	中校舎	八幡町	1952	I a	学校管理課	○
10	第一小学校	北校舎	八幡町	1954	I a	学校管理課	○
11	第一小学校	東校舎ー1	八幡町	1984	I a	学校管理課	○
12	第一小学校	東校舎ー2	八幡町	1984	I a	学校管理課	○
13	第一小学校	南校舎	八幡町	1985	I a	学校管理課	○
14	第一小学校屋内運動場・第一地区センター	屋内運動場・地区センター	八幡町	1997	I a	学校管理課・他	○
15	第二小学校	南東校舎	常盤町	1966	I a	学校管理課	○
16	第二小学校	南西校舎	常盤町	1983	I a	学校管理課	○
17	第二小学校	北校舎ー1	常盤町	1984	I a	学校管理課	○
18	第二小学校	北校舎ー2	常盤町	1984	I a	学校管理課	○
19	第二小学校	屋内運動場	常盤町	2003	I a	学校管理課	○
20	第三小学校	南東校舎	下香貫下障子	1966	I b	学校管理課	○
21	第三小学校	南西校舎	下香貫下障子	1975	I a	学校管理課	○
22	第三小学校	北校舎	下香貫下障子	1978	I a	学校管理課	○
23	第三小学校	屋内運動場	下香貫下障子	1969	I a	学校管理課	○
24	第四小学校	南西校舎	御幸町	1966	I b	学校管理課	○
25	第四小学校	南東校舎	御幸町	2006	I a	学校管理課	○
26	第四小学校	東校舎	御幸町	2006	I a	学校管理課	○
27	第四小学校	渡校舎	御幸町	2006	I a	学校管理課	○
28	第四小学校	昇降口	御幸町	2006	I a	学校管理課	○
29	第四小学校	屋内運動場	御幸町	1972	I a	学校管理課	○
30	第五小学校	北校舎	米山町	1970	I a	学校管理課	○
31	第五小学校	東北校舎	米山町	1978	I a	学校管理課	○
32	第五小学校	東南校舎	米山町	1980	I a	学校管理課	○
33	第五小学校	南校舎	米山町	1981	I a	学校管理課	○
34	第五小学校	西校舎	米山町	1982	I a	学校管理課	○
35	第五小学校	中校舎	米山町	1982	I a	学校管理課	○
36	第五小学校	屋内運動場	米山町	1972	I a	学校管理課	○
37	開北小学校	北校舎	高沢町	1978	I a	学校管理課	○
38	開北小学校	南東校舎	高沢町	1979	I a	学校管理課	○
39	開北小学校	南校舎	高沢町	1981	I a	学校管理課	○
40	開北小学校	中校舎	高沢町	1983	I a	学校管理課	○
41	開北小学校	屋内運動場	高沢町	1969	I a	学校管理課	○

42	千本小学校	北校舎	本字千本	1983	I a	学校管理課	○
43	千本小学校	南校舎	本字千本	1984	I a	学校管理課	○
44	千本小学校	屋内運動場	本字千本	1987	I a	学校管理課	○
45	片浜小学校	北校舎	大諏訪	1960	I b	学校管理課	○
46	片浜小学校	西校舎	大諏訪	1971	I a	学校管理課	○
47	片浜小学校	南校舎	大諏訪	1984	I a	学校管理課	○
48	片浜小学校	中校舎	大諏訪	1985	I a	学校管理課	○
49	片浜小学校	東校舎	大諏訪	1987	I a	学校管理課	○
50	片浜小学校屋内運動場・片浜地区センター	屋内運動場・地区センター	大諏訪	2010	I a	学校管理課・他	○
51	片浜小学校屋内運動場・片浜地区センター	市道横断施設	大諏訪	2010	I a	学校管理課	○
52	金岡小学校	東校舎	江原町	1970	I b	学校管理課	○
53	金岡小学校	西校舎	江原町	1993	I a	学校管理課	○
54	金岡小学校	中校舎	江原町	1993	I a	学校管理課	○
55	金岡小学校	南校舎	江原町	1994	I a	学校管理課	○
56	金岡小学校屋内運動場・金岡地区センター	屋内運動場・地区センター	江原町	2004	I a	学校管理課・他	○
57	大岡小学校	西校舎	大岡	1979	I a	学校管理課	○
58	大岡小学校	南校舎	大岡	1983	I a	学校管理課	○
59	大岡小学校	屋内運動場	大岡	1967	I a	学校管理課	○
60	大岡小学校	北校舎	大岡	2008	I a	学校管理課	○
61	静浦小中一貫学校屋内運動場・静浦地区セン	屋内運動場・地区センター	獅子浜	1999	I a	学校管理課・他	○
62	静浦小中一貫学校	校舎	獅子浜	2014	I a	学校管理課	○
63	静浦小中一貫学校	武道場	獅子浜	2014	I a	学校管理課	○
64	愛鷹小学校	南校舎	西椎路	1976	I a	学校管理課	○
65	愛鷹小学校	東校舎	西椎路	1976	I a	学校管理課	○
66	愛鷹小学校	北東校舎	西椎路	1976	I a	学校管理課	○
67	愛鷹小学校	中校舎	西椎路	1976	I a	学校管理課	○
68	愛鷹小学校	北西校舎	西椎路	1978	I b	学校管理課	○
69	愛鷹小学校	西校舎	西椎路	1993	I a	学校管理課	○
70	愛鷹小学校	屋内運動場	西椎路	1981	I b	学校管理課	○
71	大平小学校	校舎	大平	1984	I a	学校管理課	○
72	大平小学校屋内運動場・大平地区センター	屋内運動場・地区センター	大平	1987	I a	学校管理課・他	○
73	内浦小学校	南校舎	内浦三津	1982	I a	学校管理課	○
74	内浦小学校	北校舎	内浦三津	1982	I a	学校管理課	○
75	内浦小学校	屋内運動場	内浦三津	1992	I a	学校管理課	○
76	西浦小学校	校舎	西浦平沢	1971	I a	学校管理課	○
77	西浦小学校	屋内運動場	西浦平沢	1976	I a	学校管理課	○
78	香貫小学校	北校舎	下香貫猪沼	1971	I a	学校管理課	○
79	香貫小学校	南西校舎	下香貫猪沼	1972	I a	学校管理課	○
80	香貫小学校	西渡校舎	下香貫猪沼	1972	I a	学校管理課	○
81	香貫小学校	南東校舎	下香貫猪沼	1981	I a	学校管理課	○
82	香貫小学校	東渡校舎	下香貫猪沼	1981	I b	学校管理課	○
83	香貫小学校	屋内運動場	下香貫猪沼	1972	I a	学校管理課	○
84	門池小学校	北校舎	岡一色	1972	I b	学校管理課	○
85	門池小学校	南校舎	岡一色	1972	I b	学校管理課	○

86	門池小学校	西校舎	岡一色	1980	I a	学校管理課	○
87	門池小学校	東校舎	岡一色	1980	I a	学校管理課	○
88	門池小学校	東渡校舎	岡一色	1972	I a	学校管理課	○
89	門池小学校	西渡校舎	岡一色	1972	I a	学校管理課	○
90	門池小学校	屋内運動場	岡一色	1974	I a	学校管理課	○
91	今沢小学校	北校舎	東原	1973	I a	学校管理課	○
92	今沢小学校	南校舎	東原	1973	I a	学校管理課	○
93	今沢小学校	西渡校舎	東原	1973	I b	学校管理課	○
94	今沢小学校	東渡校舎	東原	1973	I b	学校管理課	○
95	今沢小学校	南東校舎	東原	1979	I b	学校管理課	○
96	今沢小学校	屋内運動場	東原	1975	I a	学校管理課	○
97	沢田小学校	南校舎	中沢田	1978	I b	学校管理課	○
98	沢田小学校	南渡校舎	中沢田	1978	I a	学校管理課	○
99	沢田小学校	中校舎	中沢田	1978	I a	学校管理課	○
100	沢田小学校	北校舎	中沢田	1981	I a	学校管理課	○
101	沢田小学校	北渡校舎	中沢田	1981	I a	学校管理課	○
102	沢田小学校	屋内運動場	中沢田	1982	I a	学校管理課	○
103	原東小学校	西校舎	大塚	1981	I b	学校管理課	○
104	原東小学校	南校舎	大塚	1981	I b	学校管理課	○
105	原東小学校	中校舎	大塚	1981	I a	学校管理課	○
106	原東小学校	東校舎	大塚	1981	I b	学校管理課	○
107	原東小学校	屋内運動場	大塚	1985	I a	学校管理課	○
108	原小学校	南校舎	原	1968	I a	学校管理課	○
109	原小学校	北西校舎	原	1970	I b	学校管理課	○
110	原小学校	西渡校舎	原	1970	I a	学校管理課	○
111	原小学校	北東校舎	原	1977	I a	学校管理課	○
112	原小学校	東渡校舎	原	1977	I a	学校管理課	○
113	原小学校	屋内運動場	原	1980	I a	学校管理課	○
114	浮島小学校	北東校舎	平沼	1972	I a	学校管理課	○
115	浮島小学校	南校舎	平沼	1973	I a	学校管理課	○
116	浮島小学校	渡校舎	平沼	1974	I a	学校管理課	○
117	浮島小学校	北西校舎	平沼	1981	I a	学校管理課	○
118	浮島小学校	屋内運動場	平沼	1983	I a	学校管理課	○
119	大岡南小学校	北校舎	大岡	1982	I a	学校管理課	○
120	大岡南小学校	北渡校舎	大岡	1982	I a	学校管理課	○
121	大岡南小学校	中校舎	大岡	1982	I a	学校管理課	○
122	大岡南小学校	南校舎	大岡	1982	I a	学校管理課	○
123	大岡南小学校	屋内運動場	大岡	1985	I a	学校管理課	○
124	戸田小学校	校舎	戸田	1979	I a	学校管理課	○
125	第一中学校	校舎	本丸子町	1997	I a	学校管理課	○
126	第一中学校	屋内運動場	本丸子町	2005	I a	学校管理課	○
127	第二中学校	西校舎	本字千本	1973	I b	学校管理課	○
128	第二中学校	中校舎	本字千本	2001	I a	学校管理課	○
129	第二中学校	屋内運動場	本字千本	1999	I a	学校管理課	○
130	第三中学校	南校舎	下香貫楊原	1988	I a	学校管理課	○
131	第三中学校	西南校舎	下香貫楊原	2004	I a	学校管理課	○
132	第三中学校	北校舎	下香貫楊原	2004	I a	学校管理課	○

133	第三中学校	南渡校舎	下香貫楊原	2004	I a	学校管理課	○
134	(新)第三中学校屋内運動場・地区センター	屋内運動場・地区センター	下香貫楊原	2010	I a	学校管理課・他	○
135	(新)第三中学校屋内運動場・地区センター	渡り廊下	下香貫楊原	2010	I a	学校管理課	○
136	第四中学校	南校舎	本郷町	1969	I a	学校管理課	○
137	第四中学校	中校舎	本郷町	1982	I a	学校管理課	○
138	第四中学校	南東校舎	本郷町	1982	I a	学校管理課	○
139	第四中学校	北校舎－1	本郷町	1984	I a	学校管理課	○
140	第四中学校	北校舎－2	本郷町	1984	I a	学校管理課	○
141	第四中学校	屋内運動場	本郷町	2001	I a	学校管理課	○
142	第五中学校	西校舎	五月町	1985	I a	学校管理課	○
143	第五中学校	北校舎	五月町	1993	I a	学校管理課	○
144	第五中学校	南校舎	五月町	1999	I a	学校管理課	○
145	第五中学校屋内運動場・第五地区センター	屋内運動場・地区センター	五月町	2008	I a	学校管理課・他	○
146	片浜中学校	西校舎	小諏訪	1963	I a	学校管理課	○
147	片浜中学校	東校舎	小諏訪	1984	I a	学校管理課	○
148	片浜中学校	屋内運動場	小諏訪	1965	I a	学校管理課	○
149	金岡中学校	南校舎－1	神田町	1961	I a	学校管理課	○
150	金岡中学校	南校舎－2	神田町	1982	I a	学校管理課	○
151	金岡中学校	渡校舎	神田町	1988	I a	学校管理課	○
152	金岡中学校	北西校舎	神田町	1980	I a	学校管理課	○
153	金岡中学校	北東校舎	神田町	1988	I a	学校管理課	○
154	金岡中学校	南校舎－3	神田町	1980	I a	学校管理課	○
155	金岡中学校	屋内運動場	神田町	1965	I a	学校管理課	○
156	大岡中学校	南校舎	大岡	1959	I a	学校管理課	○
157	大岡中学校	北校舎	大岡	1984	I a	学校管理課	○
158	大岡中学校	中校舎	大岡	1986	I a	学校管理課	○
159	大岡中学校	屋内運動場	大岡	2000	I a	学校管理課	○
160	愛鷹中学校	西校舎－1	西椎路	1967	I b	学校管理課	○
161	愛鷹中学校	西校舎－2	西椎路	1967	I b	学校管理課	○
162	愛鷹中学校	西校舎－3	西椎路	1967	I b	学校管理課	○
163	愛鷹中学校	南校舎	西椎路	1981	I a	学校管理課	○
164	愛鷹中学校	北校舎	西椎路	1990	I a	学校管理課	○
165	愛鷹中学校	東校舎	西椎路	1990	I a	学校管理課	○
166	愛鷹中学校	屋内運動場	西椎路	1970	I a	学校管理課	○
167	大平中学校	北校舎	大平	1976	I a	学校管理課	○
168	大平中学校	中校舎	大平	1977	I b	学校管理課	○
169	大平中学校	南中校舎	大平	1977	I a	学校管理課	○
170	大平中学校	北東校舎	大平	1990	I a	学校管理課	○
171	大平中学校	南西校舎	大平	1991	I a	学校管理課	○
172	大平中学校	屋内運動場	大平	1979	I a	学校管理課	○
173	今沢中学校	南校舎	東原	1975	I a	学校管理課	○
174	今沢中学校	北校舎	東原	1976	I a	学校管理課	○
175	今沢中学校	屋内運動場	東原	1978	I a	学校管理課	○
176	門池中学校	中北校舎	岡一色	1975	I b	学校管理課	○
177	門池中学校	北校舎	岡一色	1975	I a	学校管理課	○
178	門池中学校	中西校舎	岡一色	1978	I a	学校管理課	○
179	門池中学校	中南校舎	岡一色	1981	I b	学校管理課	○

180	門池中学校	中東渡校舎	岡一色	1981	I b	学校管理課	○
181	門池中学校	南西校舎	岡一色	1990	I a	学校管理課	○
182	門池中学校	南校舎	岡一色	1990	I a	学校管理課	○
183	門池中学校	屋内運動場	岡一色	1980	I a	学校管理課	○
184	原中学校	技術科棟	原	2007	I a	学校管理課	○
185	原中学校	北校舎	原	1970	I a	学校管理課	○
186	原中学校	西渡校舎	原	1974	I a	学校管理課	○
187	原中学校	南校舎	原	1972	I a	学校管理課	○
188	原中学校	東渡校舎	原	1973	I a	学校管理課	○
189	原中学校	南西校舎	原	1985	I a	学校管理課	○
190	原中学校	北西校舎	原	1987	I a	学校管理課	○
191	原中学校	屋内運動場	原	2006	I a	学校管理課	○
192	浮島中学校	南校舎一	平沼	1967	I a	学校管理課	○
193	浮島中学校	南校舎二	平沼	1986	I a	学校管理課	○
194	浮島中学校	北校舎	平沼	1992	I a	学校管理課	○
195	浮島中学校	屋内運動場	平沼	1971	I a	学校管理課	○
196	長井崎中学校	西校舎	内浦重須	1981	I a	学校管理課	○
197	長井崎中学校	中校舎	内浦重須	1981	I a	学校管理課	○
198	長井崎中学校	北校舎	内浦重須	1993	I a	学校管理課	○
199	長井崎中学校	屋内運動場	内浦重須	1983	I a	学校管理課	○
200	戸田中学校	東校舎	戸田	1962	I b	学校管理課	○
201	戸田中学校	西校舎	戸田	1965	I b	学校管理課	○
202	戸田中学校	屋内運動場	戸田	1972	I a	学校管理課	○
203	戸田中学校	給食センター	戸田	1966	I a	学校管理課	○
204	大平幼稚園	園舎	大平	1974	I a	子育て支援課	○
205	へだっこセンター	園舎	戸田	1999	I b	子育て支援課	○
206	市立中高校	北校舎	三枚橋	2002	I a	市立沼津高等学校	○
207	市立中高校	南校舎	三枚橋	2002	I a	市立沼津高等学校	○
208	市立中高校	指導棟	三枚橋	1983	I a	市立沼津高等学校	○
209	市立中高校	屋内運動場	三枚橋	2008	I a	市立沼津高等学校	○
210	市立中高校 弓道館	研修・宿泊棟	三枚橋	2012	I a	市立沼津高等学校	○

市所有建築物の耐震性能の一覧表							
			※ 欄の説明				
	(2)その他の施設		凡 例	内 容			
			ランク欄:未診断	耐震診断予定のない建物			
			備考欄:○	耐震性のある建物			
No.	建 物 名 称	建 物 用 途	所 在 地	建設年	ランク	所 管 課	備 考
1	第二地区センター	地区センター	本字千本	2018	I a	地域自治課	○
2	第二地区センター	地区センター(旧館)	本字千本	1991	I b	地域自治課	○
3	大岡地区センター	地区センター、市民窓口	大岡	1983	I b	地域自治課	○
4	浮島地区センター	地区センター、市民窓口	平沼	1997	I b	地域自治課	○
5	沼津駅南口第1自転車等駐車場	駐輪場	大手町一丁目	1981	I b	まちづくり政策課	○
6	沼津駅北口第2自転車等駐車場	駐輪場	米山町	2004	I a	まちづくり政策課	○
7	愛鷹地区センター(本館)	地区センター、市民窓口	東原	1980	I a	地域自治課	○
8	愛鷹地区センター(旧館)	地区センター	東原	1951	未診断	地域自治課	検討中
9	門池地区センター	地区センター	岡一色	2013	I a	地域自治課	○
10	今沢地区センター	地区センター	今沢	2014	I a	地域自治課	○
11	内浦地区センター・内浦小学校体育器具庫他	地区センター、体育器具庫他	内浦	2014	I a	地域自治課他	○
12	市庁舎(本館)	庁舎	御幸町	1966	I a	資産活用課	○
13	市庁舎(別館)	庁舎	御幸町	1966	I a	資産活用課	○
14	旧戸田庁舎	事務所	戸田	1972	I a	資産活用課	○
15	旧戸田庁舎(増築部分)	事務所	戸田	1987	I b	資産活用課	○
16	旧戸田庁舎(別館)	事務所	戸田	1967	I a	資産活用課	○
17	舟山集会場	集会場	戸田	1983	I b	資産活用課	○
18	新田集会場	集会場	戸田	1994	I b	資産活用課	○
19	大上集会場	集会場	戸田	1991	I b	資産活用課	○
20	斎場	斎場	中瀬町	1988	I b	市民課	○
21	保健センター・青少年教育センター	保健センター・青少年教育センター	八幡町	1985	I b	健康づくり課・他	○
22	保健センター戸田分館	保健センター	戸田	1983	I b	健康づくり課	○
23	戸田診療所	診療所	戸田	2002	I b	健康づくり課	○
24	本郷町市有物件	子育て支援施設(民営)	本郷町	1992	I b	健康づくり課	○
25	あしたか学園	障害児入所施設	東原	1994	I a	こども家庭課	○
26	沼津市立高尾園	救護施設	足高	2001	I a	社会福祉課	○
27	サンウェルぬまづ(夜間救急医療センター)	夜間救急医療センター 他	日の出町	2007	I a	社会福祉課・他	○
28	千本プラザ	高齢者等世代交流施設	本字千本	1995	I a	長寿福祉課	○
29	原高齢者福祉センター・原地区センター	高齢者福祉センター他複合施設	原	1998	I a	長寿福祉課・他	○
30	いきいきホーム松下 ふれあいプラザ	高齢者介護予防施設	本字松下	1986	I b	長寿福祉課	○
31	いきいきホーム松下 生きがい活動支援センター	デイサービスセンター	本字松下	2001	I b	長寿福祉課	○
32	戸田デイサービスセンター	デイサービスセンター	戸田	2000	I a	長寿福祉課	○
33	沼津市高齢者就業センター	高齢者就業センター	本字千本	1991	I b	長寿福祉課	○
34	はら駅南デイサービスセンター	デイサービスセンター	原	1963	I b	長寿福祉課	○
35	看護専門学校	校舎	大諏訪	2006	I a	看護専門学校	○
36	看護専門学校	体育館	大諏訪	1972	I a	看護専門学校	○
37	清掃プラント 管理棟	ゴミ焼却施設	上香貫三ノ洞	1976	Ⅲ	クリーンセンター管理課	建替予定
38	清掃プラント 工場棟	ゴミ焼却施設	上香貫三ノ洞	1976	Ⅲ	クリーンセンター管理課	建替予定
39	中継・中間処理施設	リサイクル施設	山ヶ下町	1999	I b	クリーンセンター管理課	○
40	最終処分場	事務所等	植田	1986	I b	クリーンセンター管理課	○
41	最終処分場	生物処理施設	植田	1987	I b	クリーンセンター管理課	○
42	最終処分場	生物処理施設	植田	2003	I a	クリーンセンター管理課	○
43	衛生プラント (沼津市アクアプラザ)	し尿処理施設	原	2004	I a	クリーンセンター管理課	○
44	戸田衛生センターし尿処理場	し尿処理施設	戸田	1970	未診断	クリーンセンター管理課	検討中
45	戸田衛生センター2次処理施設	し尿処理施設	戸田	1978	未診断	クリーンセンター管理課	検討中
46	御用邸記念公園施設	管理棟	下香貫島郷	1996	I b	緑地公園課	○

47	御用邸記念公園施設	茶室(翠松亭)	下香貫島郷	1999	I b	緑地公園課	○
48	愛鷹運動公園テニスコート	管理棟	足高	2001	I b	緑地公園課	○
49	愛鷹運動公園テニスコート	運営棟	足高	2006	I b	緑地公園課	○
50	愛鷹運動公園内宿泊施設	管理棟	足高	1973	I b	緑地公園課	○
51	愛鷹運動公園内宿泊施設	宿泊棟A	足高	1973	I a	緑地公園課	○
52	愛鷹運動公園内宿泊施設	宿泊棟B	足高	1973	I a	緑地公園課	○
53	愛鷹運動公園内宿泊施設	宿泊棟C	足高	1973	I a	緑地公園課	○
54	愛鷹運動公園内宿泊施設	宿泊棟D	足高	1973	I a	緑地公園課	○
55	愛鷹運動公園内宿泊施設	工芸館A棟	足高	1991	I b	緑地公園課	○
56	愛鷹運動公園内宿泊施設	工芸館B棟	足高	1991	I b	緑地公園課	○
57	はかま滝オートキャンプ場 管理棟	管理棟	戸田	1998	I b	観光戦略課	○
58	御浜岬公園管理事務所	事務所	戸田	2002	I b	観光戦略課	○
59	キラメッセぬまづ	展示場	大手町一丁目	2013	I a	観光戦略課	○
60	キラメッセぬまづ	渡り廊下棟	大手町一丁目	2013	I a	観光戦略課	○
61	キラメッセぬまづ	駐車場	大手町一丁目	2013	I b	観光戦略課	○
62	戸田地域活性化センター(くら戸田)	観光施設・地区センター他	戸田	2015	I a	観光戦略課	○
63	駿河湾深海生物館	博物館	戸田	1987	I b	水産海浜課	○
64	西浦海浜施設(らららサンビーチ)	管理棟	西浦平沢	2006	I a	水産海浜課	○
65	井田特産物加工施設	加工場	井田	1986	I b	農林農地課	○
66	千本 番号無1	市営住宅	常盤町	1955	I b	住宅営繕課	○
67	千本 番号無2	市営住宅	常盤町	1955	I b	住宅営繕課	○
68	千本 番号無3	市営住宅	常盤町	1955	I b	住宅営繕課	○
69	中尾 J-1	市営住宅	東椎路	1991	I b	住宅営繕課	○
70	中尾 J-2	市営住宅	東椎路	1992	I b	住宅営繕課	○
71	中尾 J-3	市営住宅	東椎路	1993	I b	住宅営繕課	○
72	中尾 J-4	市営住宅	東椎路	1994	I b	住宅営繕課	○
73	中尾 J-5	市営住宅	東椎路	1994	I b	住宅営繕課	○
74	大久望 K-1	市営住宅	西椎路	1995	I b	住宅営繕課	○
75	大久望 K-2	市営住宅	西椎路	1996	I b	住宅営繕課	○
76	大久望 K-3	市営住宅	西椎路	1997	I b	住宅営繕課	○
77	松原 M-1	市営住宅	原	1987	I b	住宅営繕課	○
78	松原 M-2	市営住宅	原	1987	I b	住宅営繕課	○
79	原鳥沢 E-1	市営住宅	原	1983	I b	住宅営繕課	○
80	原町中 G-1	市営住宅	原町中	1985	I b	住宅営繕課	○
81	原町中 G-2	市営住宅	原町中	1986	I b	住宅営繕課	○
82	石田 H-1	市営住宅	大岡	1989	I b	住宅営繕課	○
83	石田 H-2	市営住宅	大岡	1989	I b	住宅営繕課	○
84	石田 H-3	市営住宅	大岡	1989	I b	住宅営繕課	○
85	小林 C-1	市営住宅	大岡	1972	I b	住宅営繕課	○
86	小林 C-2	市営住宅	大岡	1972	I b	住宅営繕課	○
87	西井出 U-1	市営住宅	井出	1999	I b	住宅営繕課	○
88	西井出 U-2	市営住宅	井出	2000	I b	住宅営繕課	○
89	西井出 U-3	市営住宅	井出	2001	I b	住宅営繕課	○
90	今沢 A-1	市営住宅	今沢	1970	I b	住宅営繕課	○
91	今沢 A-2	市営住宅	今沢	1970	I b	住宅営繕課	○
92	今沢 A-3	市営住宅	今沢	1969	I b	住宅営繕課	○
93	今沢 A-4	市営住宅	今沢	1968	I b	住宅営繕課	○
94	今沢 A-5	市営住宅	今沢	1970	I b	住宅営繕課	○
95	今沢 A-6	市営住宅	今沢	1970	I b	住宅営繕課	○
96	今沢 A-7	市営住宅	今沢	1971	I b	住宅営繕課	○
97	今沢 A-8	市営住宅	今沢	1970	I b	住宅営繕課	○

98	今沢 A-9	市営住宅	今沢	1971	I b	住宅営繕課	○
99	今沢 A-10	市営住宅	今沢	1971	I b	住宅営繕課	○
100	今沢 A-11	市営住宅	今沢	1971	I b	住宅営繕課	○
101	今沢 B-1	市営住宅	今沢	1968	I b	住宅営繕課	○
102	今沢 B-2	市営住宅	今沢	1968	I b	住宅営繕課	○
103	今沢 B-3	市営住宅	今沢	1968	I b	住宅営繕課	○
104	今沢 B-4	市営住宅	今沢	1969	I b	住宅営繕課	○
105	今沢 B-5	市営住宅	今沢	1968	I b	住宅営繕課	○
106	今沢 B-6	市営住宅	今沢	1968	I b	住宅営繕課	○
107	今沢 B-7	市営住宅	今沢	1969	I b	住宅営繕課	○
108	今沢 B-8	市営住宅	今沢	1969	I b	住宅営繕課	○
109	今沢 B-9	市営住宅	今沢	1969	I b	住宅営繕課	○
110	原 D-1	市営住宅	原	1973	I b	住宅営繕課	○
111	原 D-2	市営住宅	原	1973	I b	住宅営繕課	○
112	原 D-3	市営住宅	原	1973	I b	住宅営繕課	○
113	原 D-4	市営住宅	原	1973	I b	住宅営繕課	○
114	原 D-5	市営住宅	原	1974	I b	住宅営繕課	○
115	原 D-6	市営住宅	原	1974	I b	住宅営繕課	○
116	原 D-7	市営住宅	原	1975	I b	住宅営繕課	○
117	原 D-8	市営住宅	原	1977	I b	住宅営繕課	○
118	原 D-9	市営住宅	原	1976	I b	住宅営繕課	○
119	原 D-10	市営住宅	原	1978	I b	住宅営繕課	○
120	原 D-11	市営住宅	原	1979	I b	住宅営繕課	○
121	原 D-12	市営住宅	原	1979	I b	住宅営繕課	○
122	原 D-13	市営住宅	原	1980	I b	住宅営繕課	○
123	原 D-14	市営住宅	原	1981	I b	住宅営繕課	○
124	原 D-15	市営住宅	原	1982	I b	住宅営繕課	○
125	自由ヶ丘 N-1・2	市営住宅	大岡	2010	I b	住宅営繕課	○
126	自由ヶ丘 N-3・4	市営住宅	大岡	2009	I b	住宅営繕課	○
127	自由ヶ丘 N-5・6	市営住宅	大岡	2008	I b	住宅営繕課	○
128	自由ヶ丘 N-7	市営住宅	大岡	1972	I b	住宅営繕課	○
129	自由ヶ丘 N-8	市営住宅	大岡	1972	I b	住宅営繕課	○
130	富岳 F-1	市営住宅	大岡	1973	I b	住宅営繕課	○
131	富岳 F-2	市営住宅	大岡	1974	I b	住宅営繕課	○
132	八重 Y-1	市営住宅	下香貫八重	2016	I b	住宅営繕課	○
133	八重 Y-2	市営住宅	下香貫八重	2017	I b	住宅営繕課	○
134	原集会所	市営住宅 集会所	原	1975	I b	住宅営繕課	○
135	原町中集会所	市営住宅 集会所	原町中	1985	I b	住宅営繕課	○
136	今沢集会所1	市営住宅 集会所	今沢	1970	I b	住宅営繕課	○
137	今沢集会所2	市営住宅 集会所	今沢	1970	I b	住宅営繕課	○
138	富岳集会所	市営住宅 集会所	大岡	1974	I b	住宅営繕課	○
139	小林集会所	市営住宅 集会所	大岡	1972	I b	住宅営繕課	○
140	原鳥沢集会所	市営住宅 集会所	原	1971	I b	住宅営繕課	○
141	松原集会所	市営住宅 集会所	原	1987	I b	住宅営繕課	○
142	石田集会所	市営住宅 集会所	大岡	1989	I b	住宅営繕課	○
143	大久望集会所	市営住宅 集会所	西椎路	1996	I b	住宅営繕課	○
144	八重集会所	市営住宅 集会所	下香貫八重	2017	I b	住宅営繕課	○
145	沼津市立病院	エネルギー棟	東椎路	1988	I a	病院管理課	○
146	沼津市立病院	診療棟(増築)	東椎路	2003	I a	病院管理課	○
147	沼津市立病院	事務所	東椎路	1988	I b	病院管理課	○
148	沼津市立病院	駐車場	東椎路	2007	I a	病院管理課	○

149	消防団第1分団	分団庁舎	高島町	2002	I a	危機管理課	○
150	消防団第2分団	分団庁舎	錦町	1994	I a	危機管理課	○
151	消防団第3分団	分団庁舎	御幸町	2005	I a	危機管理課	○
152	消防団第4分団	分団庁舎	藤井原	2015	I a	危機管理課	○
153	消防団第5分団	分団庁舎	我入道東町	2007	I a	危機管理課	○
154	消防団第6分団	分団庁舎	西間門	1999	I a	危機管理課	○
155	消防団第7分団	分団庁舎	大諏訪	2013	I a	危機管理課	○
156	消防団第8分団	分団庁舎	志下	1995	I a	危機管理課	○
157	消防団第10分団	分団庁舎	多比	1997	I a	危機管理課	○
158	消防団第11分団	分団庁舎	内浦重寺	1997	I a	危機管理課	○
159	消防団第15分団	分団庁舎	西浦河内	1991	I a	危機管理課	○
160	消防団第16分団	分団庁舎	西浦久連	2009	I a	危機管理課	○
161	消防団第17分団	分団庁舎	西浦平沢	1991	I a	危機管理課	○
162	消防団第18分団	分団庁舎	西浦古宇	1998	I a	危機管理課	○
163	消防団第19分団	分団庁舎	西浦江梨	2001	I a	危機管理課	○
164	消防団第20分団	分団庁舎	大岡	2006	I a	危機管理課	○
165	消防団第21分団	分団庁舎	大岡	1995	I a	危機管理課	○
166	消防団第23分団	分団庁舎	岡宮	1996	I a	危機管理課	○
167	消防団第24分団	分団庁舎	筒井町	2014	I a	危機管理課	○
168	消防団第25分団	分団庁舎	西沢田	1991	I a	危機管理課	○
169	消防団第26分団	分団庁舎	東椎路	1998	I a	危機管理課	○
170	消防団第27分団	分団庁舎	東原	1995	I a	危機管理課	○
171	消防団第28分団	分団庁舎	鳥谷	2003	I a	危機管理課	○
172	消防団第29分団	分団庁舎	大平	1999	I a	危機管理課	○
173	消防団第30分団	分団庁舎	大平	2000	I a	危機管理課	○
174	消防団第31分団	分団庁舎	大塚	1993	I a	危機管理課	○
175	消防団第32分団	分団庁舎	原	1996	I a	危機管理課	○
176	消防団第33分団	分団庁舎	植田	2009	I a	危機管理課	○
177	消防団第35分団	分団庁舎	平沼	1993	I a	危機管理課	○
178	消防団第36分団	分団庁舎	戸田	1991	I b	危機管理課	○
179	消防団第37分団	分団庁舎	戸田	1985	I b	危機管理課	○
180	消防団第38分団	分団庁舎	戸田	1982	I b	危機管理課	○
181	消防団第39分団	分団庁舎	井田	1995	I b	危機管理課	○
182	消防団第40分団	分団庁舎	戸田	1992	I b	危機管理課	○
183	南消防署・第四地区センター	消防庁舎・地区センター	吉田町	1999	I a	危機管理課・地域自治課	○
184	内浦出張所(消防団第12分団併設)	消防庁舎	内浦三津	1994	I a	危機管理課	○
185	大平出張所	消防庁舎	大平	1983	I a	危機管理課	○
186	西浦地区センター・西浦出張所	消防庁舎・地区センター	西浦立保	1990	I b	危機管理課・地域自治課	○
187	原分署	消防庁舎	原	2017	I a	危機管理課	○
188	戸田出張所	消防庁舎	戸田	1997	I b	危機管理課	○
189	静浦分署	消防庁舎	獅子浜	2007	I a	危機管理課	○
190	消防本部・北消防署	消防庁舎	寿町	2011	I a	危機管理課	○
191	消防指令センター	消防庁舎	北高島町	1993	I a	危機管理課	2016年1月改築
192	中上防災センター	研修・防災資機材庫	戸田	1993	I b	危機管理課	○
193	江梨浄化センター	水処理棟	西浦江梨	1972	I a	下水道整備課	○
194	中部ポンプ場	沈砂池、ポンプ室、管理室	本字千本	1970	I a	下水道整備課	○
195	中部浄化プラント	管理棟	本字千本	1978	I a	下水道整備課	○
196	中部浄化プラント	水処理棟	本字千本	1978	I a	下水道整備課	○
197	中部浄化プラント	脱臭汚泥棟	本字千本	1978	I a	下水道整備課	○
198	久連浄化センター	管理棟	西浦久連	1979	I a	下水道整備課	○
199	久連浄化センター	水処理棟	西浦久連	1979	I a	下水道整備課	○

200	重須浄化センター	管理棟	内浦重須	1985	I a	下水道整備課	○
201	重須浄化センター	水処理棟	内浦重須	1985	I a	下水道整備課	○
202	重須浄化センター	水処理棟	内浦重須	1989	I a	下水道整備課	○
203	長浜中継ポンプ場	ポンプ棟	内浦長浜	1985	I b	下水道整備課	○
204	松下中継ポンプ場	ポンプ棟	本松下	1987	I a	下水道整備課	○
205	三枚橋中継ポンプ場	ポンプ棟	三枚橋町	1997	I b	下水道整備課	○
206	南部浄化センター	ポンプ棟	江浦	2003	I a	下水道整備課	○
207	南部浄化センター	管理棟	江浦	2003	I a	下水道整備課	○
208	南部浄化センター	水処理棟	江浦	2003	I a	下水道整備課	○
209	南部浄化センター	汚泥処理棟	江浦	2003	I a	下水道整備課	○
210	南部浄化センター	塩素混和池棟	江浦	2003	I a	下水道整備課	○
211	井田浄化センター	監理棟	井田	1999	I b	下水道整備課	○
212	戸田浄化センター	管理棟	戸田	2007	I a	下水道整備課	○
213	水道部庁舎	庁舎	御幸町	2008	I a	水道総務課	○
214	送水管理センター	管理棟	清水町八幡	2014	I a	上水道工務課	○
215	戸田教職員住宅	住宅	戸田	1989	I b	学校管理課	○
216	勤労青少年ホーム	集会所	御幸町	1968	Ⅲ	総合体育館整備室	建替予定
217	勤労青少年ホーム(別館)	集会所	御幸町	1982	I b	総合体育館整備室	建替予定
218	ゆめとびら舟山	宿泊棟	戸田	1984	I b	生涯学習課	○
219	ゆめとびら舟山	多目的ホール	戸田	1984	I b	生涯学習課	○
220	ゆめとびら舟山	食堂棟	戸田	1980	I b	生涯学習課	○
221	ゆめとびら舟山	塩倉	戸田	1984	I b	生涯学習課	○
222	市民体育館	スポーツ施設	高島本町	1973	Ⅲ	スポーツ振興課	建替予定
223	勤労者体育センター	スポーツ施設	御幸町	1981	Ⅲ	スポーツ振興課	建替予定
224	香陵武道場	スポーツ施設	御幸町	1981	Ⅲ	スポーツ振興課	建替予定
225	市営野球場	スポーツ施設	泉町	2002	I a	スポーツ振興課	○
226	屋内温水プール	スポーツ施設	上香貫二ノ洞	1980	Ⅲ	スポーツ振興課	建替予定
227	戸田B&G海洋センター	スポーツ施設	戸田	1992	I a	スポーツ振興課	○
228	(旧)静浦西小学校屋内運動場	屋内運動場	志下	1980	I a	スポーツ振興課	○
229	市民文化センター	文化施設	御幸町	1982	I b	文化振興課	○
230	歴史民俗資料館	博物館	下香貫島郷	1973	I b	文化振興課	○
231	明治史料館	博物館	西熊堂	1984	I b	文化振興課	○
232	若山牧水記念館	記念館	千本郷林	1987	I b	文化振興課	○
233	庄司美術館	美術館	本字下一丁田	1991	I b	文化振興課	○
234	造船郷土資料博物館	博物館	戸田	1969	Ⅲ	文化振興課	検討中
235	芹沢光治良記念館	記念館	我入道蔓陀ヶ原	1970	I b	文化振興課	○
236	文化財センター(旧静浦西小学校)	東校舎	志下	1977	I a	文化振興課	○
237	文化財センター(旧静浦西小学校)	西校舎	志下	1978	I a	文化振興課	○
238	沼津市立図書館	図書館	三枚橋町	1993	I b	図書館	○
239	図書館(戸田)	図書館	戸田	1991	I b	図書館	○

お問い合わせ先

沼津市都市計画部待まちづくり指導課

〒410 - 8601 沼津市御幸町 1 6 番 1 号

TEL : 0 5 5 - 9 3 4 - 4 7 6 2

FAX : 0 5 5 - 9 3 3 - 1 4 1 2

E-mail : mati-sido@city.numazu.lg.jp